

## 生乳需給調整緊急支援事業実施要綱

令和2年5月1日付け2農畜機第717号  
一部改正 令和2年5月8日付け2農畜機第802号  
一部改正 令和2年6月30日付け2農畜機第1886号

新型コロナウイルスの感染拡大に対して、令和2年4月7日に7都府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、4月16日にはその対象地域が全国へ拡大された。これに伴う飲食店等の店舗休業により、牛乳乳製品の業務用需要が大幅に減少している。業務用需要が減少した分の生乳については、長期保存可能な脱脂粉乳等の加工用に仕向けて需給調整を行っているものの、生乳生産量は4月下旬から6月上旬までのピーク期間に向けて増加が見込まれることから、今後、需給調整が難航し、生産された生乳が行き場を失うおそれがある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第2条第4項第1号イに規定する乳業を行う者（以下「乳業者」という。）が、長期保存可能なハード系チーズ（ゴーダチーズ及びチェダーチーズをいう。以下同じ。）、バター及び全粉乳（以下「チーズ等」という。）を製造することで積極的に配乳調整に協力する取組及び関係団体が需給調整を推進するために実施する牛乳等の消費拡大の取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、これにより生乳の需給調整を円滑に実施する体制を整え、もって酪農生産基盤の維持に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第1 事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容等は、以下のとおりとする。

- 1 配乳調整協力支援対策事業  
別添1のとおり。
- 2 牛乳等消費拡大対策支援事業

別添2のとおり。

## 第2 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

## 第3 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

### 附 則（令和2年5月1日付け2農畜機第717号）

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月7日から適用するものとする。
- 2 この事業について、令和2年4月7日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」13の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### 附 則（令和2年5月8日付け2農畜機第802号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年5月8日から施行し、改正後の別添2の事業については、令和2年4月27日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添2の事業について、令和2年4月27日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」13の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### 附 則（令和2年6月30日付け2農畜機第1886号）

この要綱の改正は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月7日から適用するものとする。